

利用者負担額の見直しについて

1 今回の見直しについての考え方

利用者負担は、公定価格を構成する教育・保育を提供するにあたって通常必要となる人件費、事業費、管理費等の全部または一部を保護者に負担していただくもので、国が定める水準を限度として市町村が定めるものである。

平成 27 年 4 月 1 日現在の西東京市の認可保育所における利用者負担の調定状況から推計すると、利用者負担額の国基準徴収額に対する割合は平成 25 年度の 50.3%から平成 27 年度は 46.4%へ減少していると想定される。

これまで、市は認可保育所における国基準を上回る保育内容を提供するため、多額の一般財源を運営費に投入し維持継続してきたところであるが、子ども・子育て支援新制度における保育の量の拡充と質の確保を推進するためには、更なる負担をしなければならず、市の財政に与える影響は一層増大することとなる。このため、今後の保育事業の継続性、認可保育所以外の施設や在宅で子育てをしている世帯との公平性を考慮し、将来的には国が想定している利用者負担（国基準徴収額の 100%）を負担していただきたいと考えるが、市全体の事業計画、市民負担、他市との比較等を考慮し、今回の改定率はおおむね 20%、国基準徴収額の 55.7%程度と設定したい。

なお、事業継続のための財政負担の課題のほか、今後の待機児童対策の進捗状況、公定価格における保育の質の向上などによる財政負担の増大、新制度の実施による想定との差などの検討要素が想定されるため、市の財政に与える影響等を点検し、定期的な見直しを図る必要がある。

2 改定にあたっての見直し事項

階層区分の見直し（D階層を 14 区分から 23 区分へ変更）

- ①国基準に合わせた階層の区割り
- ②現状の階層をなるべく維持しつつ、階層間の均衡を図る
- ③最高階層を新たに設定
- ④ 1 号認定の実質負担額が 2 号認定の利用者負担額を超える階層の解消

3 改定案

(単位: %、千円)

公定価格 に対する 負担割合	上昇率	認可保育所の利用者負担（保護者負担分）				利用者負担に 対する割合	利用者負担に係る 市負担分	
		総額	増加額	一人あたり(円)			減少額	
				平均月額	増加額			
28.2	20.0	769,367	128,471	22,647	3,782	55.7	610,873	△ 128,471
23.5	—	640,896	—	18,865	—	46.4	739,344	—

階層別改定額の影響（月額）（詳細は別紙階層表案参照）

3号認定 B2 500円 ～ D23 27,200円 2号認定 B2 300円 ～ D23 8,200円

※①改定案における増加額には、短時間認定及び軽減による減額要素は加味していない。

②短時間認定の利用者負担は、従来どおり標準時間認定の 98.3%とする。